

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年9月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1 20230907	西尾交通株式会社(法人番号2180301023168) 代表者村松健司	愛知県西尾市平坂町坂下7番地	本社営業所	愛知県西尾市平坂町坂下7番地	輸送施設の使用停止(98日車)及び文書警告	道路運送法第23条第3項	令和5年5月26日、監査方針に基づき、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任届出違反(道路運送法第23条第3項)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)、(3)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(4)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(5)点呼の記録不実記載(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(6)乗務員等台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(7)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(8)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(9)整備管理者の変更届出違反(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)	10	10
2 20230907	東海タクシー株式会社(法人番号8180001098430) 代表者安井春雄	愛知県あま市木田池ノ島55番地	本社営業所	愛知県あま市木田池ノ島30番地1号	輸送施設の使用停止(41日車)及び文書警告	道路運送法第15条第1項	令和5年1月24日、監査方針に基づき、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法第15条第1項)、(2)健康診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)、(3)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(5)業務記録記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(6)運行記録計による記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第26条第2項)、(7)乗務員等台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(8)整備管理者の研修受講義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第46条)	5	5
3 20230907	豊鉄タクシー株式会社(法人番号3180301007038) 代表者長縄則之	愛知県豊橋市下地町字北村92番地1号	豊橋営業所	愛知県豊橋市下地町字北村92番地1号	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和5年3月17日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(2)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年9月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
4	20230907	つばめ自動車株式会社(法人番号6180001038339) 代表者天野清美	愛知県名古屋市中区栄1丁目21番地17号	本社営業所	愛知県名古屋市中区栄1丁目21番地17号	輸送施設の使用停止(33日車)	道路運送法第13条	令和5年5月17日、監査方針に基づき、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法第13条)	4	4
5	20230922	浜松交通株式会社(法人番号5080401004026) 代表者久野富男	静岡県浜松市西区入野町828	本社営業所	静岡県浜松市西区入野町字彦尾前827.828	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	道路運送法第15条第1項	令和5年5月23日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法第15条第1項)、(2)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(3)業務記録記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(5)運転者等に対する指導監督記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(6)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(7)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(8)整備管理者の研修受講義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第46条)	5	5

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。